

取引環境・労働時間改善施策の 周知状況について（令和元年度）

千葉県協議会事務局（千葉労働局・千葉運輸支局・千葉県トラック協会）として、令和元年度は以下の取組を行った。

1. 「ホワイト物流」推進運動説明会の開催 （令和元年5月30日）

運輸支局主催の「ホワイト物流」推進運動説明会を開催し、荷主18名、運送事業者30名等、計55名が参加した。

説明会の周知に当たり、県内上場企業45社、県内売上上位50社に案内等を送付した。

2. 荷主団体・荷主事業者あて周知資料の送付 （令和元年9月）

各種施策の周知のため、荷主となりうる事業者団体51団体、事業者216社に対して、取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン、「ホワイト物流」推進運動、改正貨物自動車運送事業法等の周知資料を送付した（別添参照）。

3. 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮 に向けたセミナーの開催 （令和元年11月8日）

厚生労働省委託事業で、取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインを解説するセミナーを開催し、荷主24名、運送事業者47名等、計90名が参加した。

4. 運送事業者向けの労働時間等説明会の開催 （令和元年9～12月）

労働基準監督署が、トラック協会各支部単位で、千葉県トラック協会の協力の下、運送事業者向けの働き方改革法の内容・36協定の記載方法等についての説明会を開催した。

荷主の皆様へ

明日もまた、

荷物を運んでもらうために！ 重 要 な お 知 ら せ

トラック輸送における取引環境・
労働時間改善千葉県協議会

今、トラック事業者は、事業存続のためにドライバーの労働時間の短縮を迫られています。そして、その実現のためには荷主の協力が不可欠です。物流停滞は、荷主にとっても大きなダメージになります。トラック事業の存続のためにも、以下の取組・法改正にご理解、ご協力をお願いします。

①取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

全国で2年間実施したパイロット事業の集大成。荷主とトラック事業者が取引環境の改善のために、どのように建設的に取り組むべきか、具体例を紹介しながらわかりやすく解説したガイドラインです。

告知 ガイドライン説明セミナー開催！
11月8日 13:00 千葉県トラック総合会館

荷主と運送事業者の協力による
取引環境と長時間労働改善に向けた

②「ホワイト物流」推進運動のご案内と参加のお願い

運動の趣旨と自主行動宣言事項に合意し、賛同表明いただくと、「ホワイト物流」賛同企業としてサイトで公表され、企業のイメージアップを図れます。

「ホワイト物流」推進
ご案内と参加のお願い

荷主企業と物流事業者が相互に協力して
物流を改善していきましょう！

③改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分の改正

トラック運送事業者に法令違反の原因となるおそれのある行為（違反原因行為）をしている荷主に対して、国土交通大臣が「勧告・公表」等を行うことになりました。

さらに、この規定は令和元年に改正・拡充されました。

荷主の関与が判明すると荷主名が公表される

荷主の関与の判断基準を明確化するとともに、荷主へ早期新たな荷主勧告制度の運用を平成29年7月1日から開始しました。

トラック運送事業者の法令違反行為

①「ドライバーの労働時間のルール違反」(過労運転防止措置義務違反)
労働時間の主なルール(平成13年8月20日 国土交通省令第136号)

拡充部分

④貨物自動車運送事業運輸安全規則の改正

取引環境改善の資料とするため、また荷主の「違反原因行為」がないか確認するため、ドライバーが荷役作業や附帯業務を行った場合、「乗務記録」の記載対象となりました。

年6月15日から、ドライバーの荷役作業や附帯業務を行った場合、「乗務記録」の記載対象となる

※「乗務記録」は法令に基づきトラック運送事業者が記録及び保存することが義務付けられています。

トラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

積込み 取卸し 荷通り仕分け 搬入れ等

乗務記録の範囲(%)	乗務記録の範囲(%)	乗務記録の範囲(%)
0.41	1.48	2.44
0.30	1.11	2.12